議事要旨(5) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に西川専門委員長より、特別目的会社専門委員会の超短期プロジェクトである投資事業組合の連結については、9月の企業会計基準委員会で実務対応報告が議決公表されたため、今後は短期プロジェクトである特別目的会社(SPE)に関する開示の充実について検討を行う旨の説明がなされた。

引き続き秋葉統括研究員より、「審議事項(5) 特別目的会社専門委員会における検討状況」に基づき、SPE に関する開示の充実についての検討状況の説明がなされた。

- ・ 平成 10 年 12 月に日本公認会計士協会から公表されている監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」のうち、会計に関する部分を ASBJ の適用指針とした上で、SPE に関する開示を追加する方向で検討を行っている。
- ・ 現状の規定では一定の要件を満たす特別目的会社について、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしているが、近時、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかという指摘を踏まえ、当面の対応として出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社について、一定の開示を行うこととした。すなわち、現在検討している開示は、これまで開示が求められていなかった特別目的会社を利用した取引等が対象となっている。
- ・ 開示は「連結財務諸表の注記事項」という位置付けとし、「特別目的会社を利用した取引の概要及び当該特別目的会社の概要」(定性的情報)と「特別目的会社との取引金額等」(定量的情報)から構成される注記とする方向で検討している。
- ・ 「特別目的会社との取引金額等」を開示するにあたっては、特別目的会社を用いる ことによる企業集団の財政状態及び経営成績への影響が概ね理解できるように、特別 目的会社との間で当期に行った主な取引の金額や当期に計上された主な損益計上額、 特別目的会社の直近の財政状態を開示することが考えられる。
- ・ 作成者側の負担を軽減するため、特別目的会社の直近の財政状態を開示するにあたっては、連結決算日との差異にかかわらず、直近に行われた特別目的会社の正規の決算に基づく金額を単純合算して開示することができることが考えられている。
- ・ 金融資産の流動化、不動産の流動化等、複数の注記例を用意し、具体的な注記のイメージに基づき検討されている。

この SPE に関する開示の充実に関する具体的な案に対する委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ 事務局から提示された開示案の中に不動産の開発や顧客の資産の流動化に関する注記例が記載されているが、ここで取り上げられている特別目的会社は、本来は注記による開示ではなく連結対象とすべきものではないかとの印象を読み手に与えるおそれがあることから、条件や金額等を細かく示す等、記載ぶりを工夫する必要があるのではないかとの指摘があった。これに対して事務局からは、指摘の趣旨をふまえ、記載内容を再度検討するとの回答がなされた。
- ・ SPE の開示が何のために行われるのか、開示の位置付けや趣旨が理解しにくいと

1

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の 無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれ らの法律により禁じられています。 いう指摘があり、これに対して事務局からは、中長期的には SPE の範囲そのものについて検討するが、この問題は検討に相当な時間を要するため、まずは短期的な対応として、現状の取扱いをベースに追加的な開示を求める方向で検討を行っている旨が回答された。

・ 開示が求められる SPE について、重要性基準の適用はあるのかとの指摘があり、 これに対して事務局からは、重要性が乏しいものは注記を省略することができ、 開示案にもその旨を書き込んでいる旨が回答された。

以上